

令和3年4月23日

長久手市立小中学校
保護者の皆様

「まん延防止等重点措置」を踏まえた教育活動ガイドライン

長久手市教育委員会

保護者の皆様方には、長久手市内の小中学校の教育活動に対してご理解とご協力をいただくとともに、感染症拡大防止に向けてご配慮いただき、ありがとうございます。

さて、愛知県は、令和3年4月20日（火）から5月11日（火）までの期間、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「まん延防止等重点措置」を実施すべき対象地域とすることを発表しました。愛知県教育委員会からは、令和3年4月19日付けで、愛知県の感染レベルは引き続き「レベル2」とするが、感染拡大局面にあることから、レベル2とレベル3を組み合わせた対応を行うとの通知がありました。こうした状況を鑑み、長久手市教育委員会としても、これまでの「緊急事態宣言解除を受けた教育活動ガイドライン」を加除修正し、下記のとおり「まん延防止等重点措置」を踏まえた教育活動ガイドラインを決定しました。引き続き新型コロナウイルス感染症拡大防止に向け、ご理解とご協力をよろしく願いいたします。

記

1 感染防止策について

令和3年3月5日付けの「緊急事態措置解除を受けた教育活動ガイドライン」から、令和3年4月19日付けの「まん延防止等重点措置」の適用を踏まえた県立学校の対応についての対策を徹底しながら、学校教育活動を継続していきます。下線部分が今回の加除修正です。

(1) 学習活動について

感染症対策を適切に実施して活動します。ただし、感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い学習活動は実施しません。

(2) 給食について

ア 引き続き給食時間前の手洗いを入念に行います。

イ 給食中は、飛沫を飛ばさないように机を一方向の向きにし、会話は控えます。また、食後は、マスクの着用を徹底します。

(3) 清掃について

ア 通常の清掃を行います。清掃後には手洗いを入念に行います。

イ 児童生徒が多く触れる場所を中心に、消毒を実施します。

(4) 学校行事について

感染症予防の3つの条件（①密閉 ②密接 ③密集）が重ならないように工夫します。場合によっては、縮小したり、延期したり、実施を見合わせたりすることもあります。

(5) 部活動について

- ア 校内での練習は、感染症対策を徹底した上で実施します。
- イ 練習試合を含めて対外試合は、実施周辺地域の感染状況を踏まえて、活動時間や活動場所を慎重に検討しながら、感染防止対策を講じた上で実施します。

(6) 児童生徒の健康状態の把握等について

- ア ご家庭でも検温、健康状態の確認をし、発熱やかぜ等の症状がある場合は、登校を控えさせてください。
- イ 同居のご家族に発熱やかぜ等の症状がある場合、慎重に検討した上で、登校するかを判断してください。
- ウ 同居のご家族が濃厚接触者になった場合、かかりつけの医師や保健所の指導・助言に従うとともに、児童生徒本人に行動の制限がないことを踏まえ、慎重に検討した上で、登校するかを判断してください。

2 その他

- (1) 遠足や、修学旅行等の宿泊を伴う行事は、旅行先の感染状況を確認し、必要に応じて目的地や内容を見直すなど感染防止対策を徹底した上で、適切に実施します。
- (2) ご家庭におきましても、検温の実施、手洗い、うがいの励行、休日を含めて生徒同士のカラオケや会食を自粛すること、不要不急の外出を控えるなどして、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けてご協力をお願いします。
- (3) 今後、地域の感染レベルに変更があり、教育活動に大きな影響が生じることになった場合は、再度ガイドラインを配付します。

[連絡先：長久手市教育委員会 教育総務課 指導室 TEL 0561-56-0626]